

令和2年8月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和2年8月27日（木）午前10時00分～午前11時30分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事（欠席）、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和2年8月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

7月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、7月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と嘉名委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

7月30日から8月26日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず7月31日金曜日は、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。また大阪府都市教育長協議会夏期研修会に出席しました。

8月3日月曜日は、庁議に出席しました。

4日火曜日は、市部長会に出席しました。また、奨学生選考委員会に出席しました。

5日水曜日は、局内会議に出席しました。また、大阪千代田短期大学学長に応接しました。

7日金曜日は、政策検討会議及び総合計画策定委員会に出席しました。

9日日曜日は、こどもえいご村を視察しました。

12日水曜日は、大阪府教育庁参事に応接しました。

14日金曜日は、映画塾を視察しました。

17日月曜日は、福祉教育常任委員協議会に出席しました。

20日木曜日は、大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会に出席しました。

21日金曜日は、大阪府都市教育長協議会夏期研修会及び役員会、定例会に出席しました。

25日火曜日は、庁議に出席しました。また、河内長野市生活安全推進協議会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

つづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

特に無いようですので、教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第29号「令和2年10月の人事異動について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第29号「令和2年10月の人事異動について」ご説明いたします。

本件につきましては、教育委員会事務局職員にかかる令和2年10月の人事異動につきまして、市長部局との調整の上で決定されていくこととなります。事前に教育委員会会議に諮ることが困難な状況にありますことから、今回の人事異動に関する事務につきまして、地方教育行政の組織および運営に関する法律第25条第1項に規定する「教育委員会は教育委員会規則に定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理させることができる」および教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に規定する「委員会はその会議の議決に基づき、前条第1項各号にもとづき、教育長をして臨時に代理させることがある」によりまして、教育長に臨時に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。なお令和2年10月の人事異動の結果や内容につきましては、10月の定例教育委員会においてご報告するものでございます。説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第29号「令和2年10月の人事異動について」を承認いたします。

引き続き、議案第30号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定について」の説明をお願いします。

大谷教育指導課参事

それでは、議案第30号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定について」ご説明いたします。

本件につきましては、近年の社会環境の変化による共働き世帯の増加によりまして、中学校での全員給食の実施要望が高まっておりますこと、一方で、本市学校給食センターの老朽化が進んでいることから、現在の学校給食がおかれている現状や、市の教育方針を踏まえた目指すべき学校給食のあり方を検討するための審議を行う附属機関を設置し意見を求めるため、本条例を制定するものでございます。

検討委員会におきましては、教育委員会からの諮問に応じまして、市立小中学校の学校給食の提供の範囲と調理方法、学校給食にもとづく食育のあり方や内容に関すること、給食の実施に対する学校の体制などについて、調査や審議および提言を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

議決の前に、この案件に関する福祉教育常任委員協議会の説明資料を先に説明して、内容把握していただいてから議決に入りたいと思います。

内容の説明をお願いします。

大谷教育指導課参事

(その他報告資料の福祉教育常任委員協議会説明資料を基に説明)

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご質問、ご異議等がないようですので、議案第30号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定について」を承認いたします。

引き続き、議案第31号「令和2年度河内長野市一般会計補正予算案について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

それでは、議案第31号「令和2年度河内長野市一般会計補正予算案について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年9月市議会に提案されました、令和2年度河内長野市一般会計補正予算案のうち、教育事務にかかる部分について、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条にもとづき、市長より意見を求められたものです。

今回ご報告いたします補正予算の関係課といたしましては、教育総務課、教育指導課、文化財保護課、地域教育推進課となっておりますので、補正予算の詳細につきましては、各課から順次ご説明申し上げます。

まず教育総務課でございます。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費につきまして、29万8千円の減額補正でございますが、こちらは従前より教育長の給料につきまして、10%の減額となっておりますが、新型コロナウイルス感染症にともなう各種対策事業の財源の一部にあてることを目的とした、令和2年7月からの5%の減額の上乗せを、引き続き令和2年12月まで実施することとし、15%減額を継続するものでございます。減額補正の詳細は、記載の給料、職員手当、共済費といった記載のとおりでございます。次に款10教育費、項2小学校費、目3小学校建設費1210万円の増額補正でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、学校ではこれまで以上に手洗いの指導をおこなっておるところでございます。そういったところから、大規模

な学校では手洗い場の不足が顕著となっており、長野小学校、千代田小学校、小山田小学校、三日市小学校の手洗い場の整備を実施するものでございます。内訳といたしましては、設計にかかる委託料が110万円と工事費用が1100万円となっております。次に款10教育費、項3中学校費、目3中学校建設費の660万の増額補正でございますが、こちらにつきましては、小学校と同様に中学校でも手洗い場の不足がでてきておるところでございますので、千代田中学校の手洗い場の増設工事を実施するものでございます。内訳といたしましては、設計の委託料が60万円と工事費が600万円となっております。1ページの中段に2繰越明許費とございます。こちらにつきましてはいずれも小学校・中学校の工事請負費を記載しております。今年度設計を行いまして、来年度実際には夏休み中に工事を行う予定でございますので、繰越明許費に工事請負費を計上しておるところでございます。教育総務課からは以上でございます。

生田教育指導課長

では続きまして教育指導課から説明いたします。

款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費というところで、補正額が7万4000円計上してございます。これは先ほど議案第30号で承認いただきました学校給食のあり方検討委員会の委員報酬を計上させていただいております。教育指導課からは以上でございます。

伊藤文化財保護課長

それでは文化財保護課にかかる補正予算についてご説明いたします。

文化財保護課の補正予算につきましては、女人高野の日本遺産が文化庁に認定されましたことから、計上させていただくものでございます。

歴史遺産活用事業で、款10教育費、項5社会教育費、目3文化財保護費、節19負担分補助ということで、10万4000円を計上させていただいております。これは、女人高野日本遺産事業におきまして、文化庁から補助金の交付を受けますが、対象にならないケースやそれ以外の自己負担分、35%ほどを計上しているところでございます。

つづきまして女人高野日本遺産協議会貸付金ということで、こちらが、

文化庁から補助金が交付されますが、交付時期が事業完了後の来年の3月を過ぎてからということになります。事業を実施するための事業費を市が一時的に貸し付けるもので、99万円の予算計上させていただいております。一時的な貸付であることから、歳入につきましては貸付金の償還金として99万円を計上しています。これは文化庁からの補助金の交付があった時点で市に償還されるという流れになります。財源につきましては、ふるさとづくり基金の繰入金となっております。

女人高野の主な事業としましては、今年度女人高野との寺と女性との関わり、そういったことの調査研究や講演会の実施、該当する4つの自治体でそれぞれ普及啓発ということでの講演会。あと日本遺産認定されたということで、チラシの作成や横断幕あるいはのぼりを作成するなど、このような事業を実施していくものでございます。以上が文化財保護課からの補正予算です。

森地域教育推進課長

つづきまして、地域教育推進課よりご説明いたします。

教育費、社会教育費、放課後児童会費です。放課後児童会費2141万9000円の補正予算を計上しております。具体的な内容につきましては、消耗品費は放課後児童会に配付する予定の例えば、消毒に使う手袋でありますとか、キッチンペーパー、ゴミ袋に使っている分でありますとか、手洗い用のハンドソープ、消毒用のアルコール、児童用のマスク等、コロナウイルス感染症の予防対策の消耗品として1143万6000円を計上しております。修繕料につきましては、手洗い場の修繕に158万4000円を計上しております。備品購入費につきましては、感染症対策について緊急に必要となる業務用備品として198万円を計上しております。児童用の机は、各一部の児童会につきましては、普段は学校の机を使っておりますが、そうすると部屋のスペースが狭くなることがありますので、放課後児童会用の机を用意しまして、それによってスペースを確保し密をさけるという対応に使う予定でございます。なお財源につきましては、府支出金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金1500万円を活用する予定でございます。次に償還金につきましては、令和元年度におき

まして、国より交付を受けた放課後児童会の運営事業にかかる交付金の精算にともなう返還金となります。当該交付金につきましては、子ども子育て支援交付金の中の放課後児童健全育成事業にかかる交付金として、総事業費の概算算定によります交付申請を受けて、交付金が国から先に交付され、本事業にかかる決算額が確定した後に翌年度において精算される形となっております。なお、令和元年度では6841万4000円の交付を受けましたが、精算額は6199万5000円となり、差額となります641万9000円が超過となりましたので、これを国に返金するための予算でございます。説明は以上となります。ご審議の上ご承認たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご質問、ご異議等がないようですので、議案第31号「令和2年度河内長野市一般会計補正予算案について」を承認いたします。

次に報告案件に移ります。

(5) 報告案件（要旨）

- ・ 報告第24号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」
市立小中学校及び子ども教育支援センター川谷会館における、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年4月28日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告し承認を得たもの。
- ・ 報告第25号「令和元年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について」
令和元年度河内長野市学校給食会の事業及び決算について、学校給食会から提出があったため、本定例教育委員会議に報告したもの。

(6) その他報告（要旨）

山崎教育総務課長・生田教育指導課長・二井文化・スポーツ振興課長

河内長野市学校のあり方の方針に基づく実施計画について

（別添資料により説明）

山崎教育総務課長

G I G Aスクール構想における学習者用端末の導入について

（別添資料により説明）

大谷教育指導課参事

学校給食の現状と課題について

（別添資料により説明）

伊藤文化財保護課長

金剛寺多宝塔がピンク色にライトアップ

ふるさと歴史学習館 臨時休館のお知らせ

滝畑ふるさと文化財の森センター 実食イベント

第1回 茅刈り後継者養成講座

有村図書館長

電子書籍の提供を始めます

図書消毒機の設置について

図書館ホームページが一時停止

図書館 資料展示について

閉 会

松本教育長

以上で8月定例教育委員会を閉会します。

令和２年９月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和２年９月２９日（火） 午後１時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

教育長報告（令和２年７月３０日～令和２年８月２６日）

別 紙

- ７月３１日（金） 新型コロナウイルス対策本部会議
大阪府都市教育長協議会夏期研修会（アウーナ大阪）
- ８月３日（月） 庁議
- ８月４日（火） 市部長会
奨学生選考委員会
- ８月５日（水） 局内会議
大阪千代田短期大学学長 応接
- ８月７日（金） 政策検討会議及び総合計画策定委員会
- ８月９日（日） こどもえいご村 視察（あいく）
- ８月１２日（水） 大阪府教育庁参事 応接
- ８月１４日（金） 映画塾 視察
- ８月１７日（月） 福祉教育常任委員協議会
- ８月２０日（木） 大阪府都市教育委員会連絡協議会役員会（アウーナ大阪）
- ８月２１日（金） 大阪府都市教育長協議会夏期研修会及び役員会、定例会（アウーナ大阪）
- ８月２５日（火） 庁議
河内長野市生活安全推進協議会

令和 2 年 8 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和２年８月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第２９号 令和２年１０月の人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・・・・・・p. 1)
- 議案第３０号 河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の
制定について
(説明担当 教育指導課・・・・・・・・p. 2)
- 議案第３１号 令和２年度河内長野市一般会計補正予算（案）につ
いて
(説明担当 教育総務課、教育指導課、文化財保護課、
地域教育推進課・・・・・・・・p. 6)

(報告案件)

- 報告第２４号 労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結につい
て
(説明担当 教育総務課・・・・・・・・p. 7)
- 報告第２５号 令和元年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の
報告について
(説明担当 教育指導課・・・・・・・・p. 8)

議案第 29 号

令和 2 年 10 月の人事異動について

教育委員会事務局職員に係る令和 2 年 10 月の人事異動については、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に
対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長に代理
させる。

令和 2 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 30 号

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定について

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定については、次のとおりです。

令和 2 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 38 号

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例の制定につ
いて

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例を次のように定める。

令和 2 年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例
(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の
規定に基づき、河内長野市立小学校及び中学校設置条例（昭和 56 年
河内長野市条例第 1 号）に規定する小学校及び中学校の学校給食のあ
り方を検討するため、河内長野市学校給食のあり方検討委員会（以下
「委員会」という。）を河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」
という。）の附属機関として設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食のあり方に関する
事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する
ものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校関係者

(3) P T Aの関係者

(4) 市民

3 前項第4号に掲げる者は、公募するものとする。

4 委員の任期は、諮問についての調査、審議及び答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

議案第 31 号

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 1 のとおり承認する。

令和 2 年 8 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 4 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 5 号

令和元年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告につ
いて

令和元年度河内長野市学校給食会の事業及び決算について、別冊 3 の
とおり報告する。

令和 2 年 8 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 3 1 号関係

令和 2 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

○

○

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		6,085,000	61,770	6,146,770
	1 地方交付税	6,085,000	61,770	6,146,770
15 国庫支出金		18,884,938	83,932	18,968,870
	1 国庫負担金	5,664,738	29,382	5,694,120
	2 国庫補助金	13,193,830	54,550	13,248,380
16 府支出金		3,087,019	26,305	3,113,324
	1 府負担金	2,215,248	1,805	2,217,053
	2 府補助金	655,230	24,500	679,730
19 繰入金		1,245,384	42,357	1,287,741
	1 特別会計繰入金	12,834	3	12,837
	2 基金繰入金	1,232,550	42,354	1,274,904
20 繰越金		1,000	12,037	13,037
	1 繰越金	1,000	12,037	13,037
21 諸収入		561,384	14,424	575,808
	3 貸付金元利収入	104,637	990	105,627
	5 雑入	443,639	13,434	457,073
22 市債		2,382,800	11,600	2,394,400
	1 市債	2,382,800	11,600	2,394,400
歳入合計		48,433,534	252,425	48,685,959

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,879,051	119,481	14,998,532
	1 総 務 管 理 費	14,037,580	119,481	14,157,061
3 民 生 費		17,318,441	88,297	17,406,738
	1 社 会 福 祉 費	8,884,124	2,772	8,886,896
	2 児 童 福 祉 費	5,911,572	78,241	5,989,813
	3 生 活 保 護 費	2,522,745	7,284	2,530,029
4 衛 生 費		3,859,806	1,339	3,861,145
	1 保 健 衛 生 費	2,185,725	1,339	2,187,064
8 土 木 費		2,614,729	314	2,615,043
	4 都 市 計 画 費	1,689,179	314	1,689,493
9 消 防 費		1,271,096	2,005	1,273,101
	1 消 防 費	1,271,096	2,005	1,273,101
10 教 育 費		3,167,848	40,989	3,208,837
	1 教 育 総 務 費	370,947	△ 298	370,649
	2 小 学 校 費	783,201	12,100	795,301
	3 中 学 校 費	421,068	6,600	427,668
	5 社 会 教 育 費	1,170,414	22,513	1,192,927
	6 保 健 体 育 費	396,675	74	396,749
歳 出 合 計		48,433,534	252,425	48,685,959

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設設備改善事業 (手洗い場増設工事)	11,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校施設設備改善事業 (手洗い場増設工事)	6,000



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	12,019,093	0	12,019,093
2 地 方 譲 与 税	250,000	0	250,000
3 利 子 割 交 付 金	21,500	0	21,500
4 配 当 割 交 付 金	95,300	0	95,300
5 株式等譲渡所得割交付金	77,000	0	77,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	46,000	0	46,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,890,000	0	1,890,000
8 ゴルフ場利用税交付金	18,100	0	18,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	49,700	0	49,700
10 地 方 特 例 交 付 金	87,100	0	87,100
11 地 方 交 付 税	6,085,000	61,770	6,146,770
12 交通安全対策特別交付金	15,300	0	15,300
13 分 担 金 及 び 負 担 金	230,145	0	230,145
14 使 用 料 及 び 手 数 料	639,390	0	639,390
15 国 庫 支 出 金	18,884,938	83,932	18,968,870
16 府 支 出 金	3,087,019	26,305	3,113,324
17 財 産 収 入	237,381	0	237,381
18 寄 附 金	510,000	0	510,000
19 繰 入 金	1,245,384	42,357	1,287,741
20 繰 越 金	1,000	12,037	13,037
21 諸 収 入	561,384	14,424	575,808
22 市 債	2,382,800	11,600	2,394,400
歳 入 合 計	48,433,534	252,425	48,685,959

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	298,381	0	298,381
2 総 務 費	14,879,051	119,481	14,998,532
3 民 生 費	17,318,441	88,297	17,406,738
4 衛 生 費	3,859,806	1,339	3,861,145
5 労 働 費	16,927	0	16,927
6 農 林 業 費	381,346	0	381,346
7 商 工 費	1,496,441	0	1,496,441
8 土 木 費	2,614,729	314	2,615,043
9 消 防 費	1,271,096	2,005	1,273,101
10 教 育 費	3,167,848	40,989	3,208,837
11 災 害 復 旧 費	19,000	0	19,000
12 公 債 費	3,060,468	0	3,060,468
13 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	48,433,534	252,425	48,685,959

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
54,550		55,450	9,481
9,500			78,797
			1,339
			314
			2,005
15,000		1,094	24,895
79,050		56,544	116,831

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 交 付 税	6,085,000	61,770	6,146,770
項 計	6,085,000	61,770	6,146,770

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 国 庫 負 担 金	5,653,614	29,382	5,682,996
項 計	5,664,738	29,382	5,694,120

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費 国 庫 補 助 金	11,754,366	54,550	11,808,916
項 計	13,193,830	54,550	13,248,380

(款) 16 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民 生 費 負 担 金	2,215,248	1,805	2,217,053
項 計	2,215,248	1,805	2,217,053

(款) 16 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 費 補 助 金	496,822	9,500	506,322

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	61,770	普通交付税 61,770

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	10,997	障がい者自立支援給付費負担金過年度精算分 10,997
2 児童福祉費負担金	1,155	児童手当負担金過年度精算分 1,155
3 生活保護費負担金	17,230	生活保護費負担金過年度精算分 17,230

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	54,550	地方創生推進交付金（1／2） 54,550

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 生活保護費負担金	1,805	生活保護費負担金過年度精算分 1,805

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	9,500	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（10／10） 9,500

(款) 16 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
8 教育費補助金	78,026	15,000	93,026
項計	655,230	24,500	679,730

(款) 19 繰入金 (項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3 介護保険特別会計繰入金	0	3	3
項計	12,834	3	12,837

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 ふるさとづくり基金繰入金	99,882	2,604	102,486
6 市民公益活動支援基金繰入金	4,100	1,800	5,900
7 長寿ふれあい基金繰入金	37,225	33,250	70,475
10 豊かな森林づくり基金繰入金	43,140	4,700	47,840
項計	1,232,550	42,354	1,274,904

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	12,037	13,037
項計	1,000	12,037	13,037

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 社会教育費補助金	15,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（10／10） 15,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険特別会計繰入金	3	介護保険特別会計繰入金 3

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさとづくり基金繰入金	2,604	ふるさとづくり基金とりくずし金 2,604
1 市民公益活動支援基金繰入金	1,800	市民公益活動支援基金とりくずし金 1,800
1 長寿ふれあい基金繰入金	33,250	長寿ふれあい基金とりくずし金 33,250
1 豊かな森林づくり基金繰入金	4,700	豊かな森林づくり基金とりくずし金 4,700

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	12,037	前年度決算剰余金 12,037

(款) 21 諸収入 (項) 3 貸付金元利収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 貸 付 金 元 利 収 入	104,637	990	105,627
項 計	104,637	990	105,627

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 雑 入	442,200	13,434	455,634
項 計	443,639	13,434	457,073

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 臨 時 財 政 対 策 債	1,160,000	11,600	1,171,600
項 計	2,382,800	11,600	2,394,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 社 会 教 育 貸 付 金 元 利 収 入	990	女人高野日本遺産協議会貸付償還金 990

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	13,434	地域まちづくり支援拠点整備費負担金 13,200 南河内広域行政共同処理職員分負担金過年度精算分 109 南河内広域行政共同処理事業負担金過年度精算分 125

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 臨 時 財 政 対 策 債	11,600	臨時財政対策債 11,600

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,551,923	1,149	1,553,072	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	935 181 33
目 計				

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 5 財産管理費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
766,647	7,000	773,647	24 積立金	7,000
目 計				

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 7 企画費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
10,986,271	111,332	11,097,603	12 委託料 14 工事請負費 24 積立金	10,000 100,000 1,332
目 計				
項 計 14,037,580	119,481	14,157,061		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,471,157	977	1,472,134	22 償還金、利子及び割引料	977
目 計				

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 総務管理人件費 (人事課)	1,149	2 給料	935	一般財源	1,149
		3 職員手当等	181		
		4 共済費	33		
				一般財源	1,149

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
3 基金管理事業 (財政課)	7,000	24 積立金	7,000	一般財源	7,000
		財政調整基金積立金	7,000		
				一般財源	7,000

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 まちづくり推進事業 (政策企画課)	1,332	24 積立金 ふるさとづくり基金積立金	1,332 1,332	一般財源	1,332
2 政策推進事業 (政策企画課)	110,000	12 委託料 測量設計等委託料	10,000 10,000	国府支出金 特定財源(その他)	54,550
		14 工事請負費 地域まちづくり支援拠点整備工事	100,000 100,000		55,450
				国府支出金 特定財源(その他)	54,550
					55,450
				一般財源	1,332
				国府支出金 特定財源(その他)	54,550
					55,450
				一般財源	9,481

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
9 生活支援扶助事業 (生活福祉課)	977	22償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	977 977	一般財源	977
				一般財源	977

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (目) 1 生活保護費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,522,745	7,284	2,530,029	22 償還金、利子及び割引料	7,284
目 計				
項 計 2,522,745	7,284	2,530,029		

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 1 保健衛生総務費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,485,546	357	1,485,903	22 償還金、利子及び割引料	357
目 計				

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 2 予防費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
351,777	982	352,759	22 償還金、利子及び割引料	982
目 計				
項 計 2,185,725	1,339	2,187,064		

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 1 都市計画総務費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
231,700	314	232,014	18 負担金、補助及び交付金	314
目 計				
項 計 1,689,179	314	1,689,493		

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費 (目) 3 防災費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
48,435	2,005	50,440	22 償還金、利子及び割引料	2,005
目 計				
項 計 1,271,096	2,005	1,273,101		

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 1 教育委員会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
160,186	△ 298	159,888	2 給料	△ 183

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
2 生活保護事業 (生活福祉課)	7,284	22償還金、利子及び割引料	7,284	一般財源	7,284
		国庫支出金精算に伴う返還金	7,284		
				一般財源	7,284
				一般財源	7,284

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
4 母子保健推進事業 (健康推進課)	357	22償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	357 357	一般財源	357
				一般財源	357

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 予防接種事業 (健康推進課)	982	22償還金、利子及び割引料 国庫支出金精算に伴う返還金	982 982	一般財源	982
				一般財源	982
				一般財源	1,339

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
6 南河内広域まちづくり事業 (都市計画課)	314	18 負担金、補助及び交付金 南河内広域行政共同処理事業負担金	314 314	一般財源	314
				一般財源	314
				一般財源	314

(単位：千円)

事業別区分		説明		明	
事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 防災対策事業 (危機管理課)	2,005	22償還金、利子及び割引料	2,005	一般財源	2,005
		国庫支出金精算に伴う返還金	2,005		
				一般財源	2,005
				一般財源	2,005

(単位：千円)

事業別区分		事業別	説明	明
事業別区分		支出	内訳	財源内訳
1 教育総務人件費 (人事課)	△ 298	2 給料	△ 183	一般財源 △ 298
		3 職員手当等	△ 98	

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 1 教育委員会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
			3 職員手当等	△ 98
			4 共済費	△ 17
目 計				
項 計 370,947	△ 298	370,649		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 3 小学校建設費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
82	12,100	12,182	12 委託料	1,100
			14 工事請負費	11,000
目 計				
項 計 783,201	12,100	795,301		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 3 中学校建設費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
0	6,600	6,600	12 委託料	600
			14 工事請負費	6,000
目 計				
項 計 421,068	6,600	427,668		

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 3 文化財保護費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
81,910	1,094	83,004	18 負担金、補助及び交付金	104
			20 貸付金	990
目 計				

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 7 放課後児童会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
248,937	21,419	270,356	10 需用費	13,020
			17 備品購入費	1,980

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
	4 共済費	△ 17	
			一般財源 △ 298
			一般財源 △ 298

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	12,100	12委託料 1,100 測量設計等委託料 1,100 14工事請負費 11,000 小学校施設設備改善工事 11,000	一般財源 12,100
			一般財源 12,100
			一般財源 12,100

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課)	6,600	12委託料 600 測量設計等委託料 600 14工事請負費 6,000 中学校施設設備改善工事 6,000	一般財源 6,600
			一般財源 6,600
			一般財源 6,600

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
3 歴史遺産活用事業 (文化財保護課)	1,094	18負担金、補助及び交付金 104 女人高野日本遺産補助金 104 20貸付金 990 女人高野日本遺産協議会貸付金 990	特定財源(その他) 1,094
			特定財源(その他) 1,094

(単位：千円)

事業別区分	事業別説明	支出内訳	財源内訳
1 放課後児童会運営事業 (地域教育推進課)	21,419	10需用費 13,020 消耗品費 11,436 修繕料 1,584	国府支出金 15,000 一般財源 6,419

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 7 放課後児童会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
			22 償還金、利子及び割引料	6,419
目 計				
項 計 1,170,414	22,513	1,192,927		

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 3 学校給食費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
213,900	74	213,974	1 報酬	74
目 計				
項 計 396,675	74	396,749		

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
	17 備品購入費	1,980		国府支出金	15,000
	業務用備品	1,980			
	22 償還金、利子及び割引料	6,419			
	国庫支出金精算に伴う返還金	6,419			
				一般財源	6,419
				国府支出金	15,000
				特定財源(その他)	
					1,094
				一般財源	6,419

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 学校給食推進事業 (教育指導課)	74	1 報酬 委員報酬	74 74	一般財源	74
				一般財源	74
				一般財源	74

令和 2 年 度 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他の 手当				計
補正後	長 等	4		34,795	15,479		※20,383	70,657	8,771	79,428	※退職手当、 通勤手当
	計	4		34,795	15,479		20,383	70,657	8,771	79,428	
補正前	長 等	4		34,043	15,396		※20,383	69,822	8,755	78,577	※退職手当、 通勤手当
	計	4		34,043	15,396		20,383	69,822	8,755	78,577	
比較	長 等	0		752	83		0	835	16	851	
	計	0		752	83		0	835	16	851	

